

# 給油取扱所に係る 法令改正のお知らせ



2023年（令和5年）12月27日施行

## ① 固定給油設備からガソリンを容器に詰め替えられる上限(200ℓ/日)がなくなりました。

※固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限(1,000ℓ/日)に変更はありません。



2023年（令和5年）12月27日施行

## ② 固定給油設備から軽油を車両に固定された4,000ℓ以下のタンク(内部を2,000ℓごとに仕切ったもの)に限り注油できるようになりました。

※固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限(1,000ℓ/日)に変更はありません。

2023年（令和5年）12月27日施行

## ③ 尿素水溶液供給機及び急速充電設備の位置、構造又は設備の基準が定められました。

※経過措置が設けられています。



2023年（令和5年）12月27日施行

## ④ 給油取扱所内に設置できる建築物の用途が拡大されました。

映画館、飲食店、スーパー、図書館、教会、工場、駐車場、倉庫、事務所等を設置することができるようになりました。

2023年（令和5年）12月27日施行

## ⑤ 営業時間外に安全対策を行うことで係員以外の者が出入りできるようになりました。

営業時間外に給油取扱所以外の用途で使用できるようになりました。



2023年（令和5年）12月27日施行

## ⑥ 荷卸し中に固定給油設備及び固定注油設備の使用できるようになりました。

使用するには、次の措置が必要です

- 1 給油及び注油ノズルに満量停止措置を設ける。
- 2 地下タンク等及び危険物を注入する移動タンク貯蔵所には、コンタミ防止措置を設ける。

※地下タンク等とは、地下タンク及び簡易タンクを指します。

2024年（令和6年）3月1日施行

## ⑦ 乗用車によるプラスチック容器でのガソリンの運搬が可能になりました。

容器は次のいずれにも該当する必要があります。

- 1 UN規格で容器記号3H1が付されていること。
- 2 最大容積が10ℓ以下であること。
- 3 製造日から5年以内であること。

※詳細は、[こちら](#)をご確認ください。



2023年（令和5年）12月27日施行

## ⑧ 予防規程に定めなければならない事項が追加されました。

⑤及び⑥について対応した場合は必要な事項を予防規程に定めることとされました。

隠岐広域連合消防本部 予防課

08512-2-2307